

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めがあるもののほか、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認の手続について必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第58条の2の申請は、多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 多摩市長（以下「市長」という。）は、前項の申請を受けた場合において、法第30条の11第1項の規定による確認をするときは多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認通知書（第2号様式）により、同項の規定による確認をしないときは多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認不承認通知書（第3号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(変更の届出)

第3条 法第58条の5の規定による変更の届出は、多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届（第4号様式）により行うものとする。

(確認の辞退)

第4条 法第58条の6第1項の規定による確認の辞退は、多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（第5号様式）により行うものとする。

(確認の取消し等)

第5条 市長は、法第58条の10第1項の規定により確認を取り消し、又は確認の効力を停止するときは、多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認取消通知書（第6号様式）又は多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認停止通知書（第7号様式）により、当該確認の取消し等をした特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。）に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(様式名)

第1号様式（第2条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
第2号様式（第2条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認通知書
第3号様式（第2条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認不承認通知書
第4号様式（第3条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届
第5号様式（第4条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届
第6号様式（第5条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認取消通知書
第7号様式（第5条関係）	多摩市特定子ども・子育て支援施設等確認停止通知書